



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：九後 健治
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 年額1,500円
 (送料込、会員は会費を含む)





人権尊重の理念で災害支援を メモリアル企画・「能登半島地震から一年を検証」集会 ～復旧の遅れと豪雨によるさらなる被災～

1月11日、金沢市内の会場においてオンライン併用で全労連と石川県労連主催、全国災対連の共催で「能登半島地震から一年を検証」集会を開催しました。

集会では「スフィア基準について」新潟大学特任教授の榛沢和彦先生の講演、被災地の復旧・復興の経過と課題、被災者からの報告が行なわれました。

役割を發揮できる公共の再生を

主催者を代表して秋山正臣全労連議長からあいさつ。「内閣府は避難生活における基金や運営ガイドラインの改訂を行なった。そこにはスフィアプロジェクトが明記されており、これは東日本大震災時に海外から、日本の災害避難者は難民支援基準を下回るという厳しい指摘を受け、盛り込まれたものでした。グローバル化が進むなか国際的なルール、特に人権の遵守というのは重要な課題となっている。人権保障という観点から避難所の問題、災害の発生時における行政の対応について考えてなければいけない。また、政府は行政の効率化といって自治体の広域化をすすめる、行政のスリム化を行ってきた。その結果、多くの業務が民間に委託され、正規職員が減らされ、住民と接する窓口は多くの非正規職員が配置される状況となっている。地方では広域化によって地域の細かい実情が把握されなくなってきている。経験と知識を持つ職員もいなくなっており、国の行政機関も同様の状況だ。政府は災害発生時にデジタル活用というが、被災者・住民の命を守るのは人以外にはない。デジタル化による行政の効率化は自己責任の徹底であり、行政が果たすべき役割を放棄するものだ。非正規職員の正規職員化や民間委託の再公営化など公的な役割を發揮できる再生の構築に向けた対応が必要、公的な役割が發揮できる体制で公共の再生はかることだ」と指摘しました。

そして「記念講演と被災地からの実態報告を受け、



今後の運動と政府への改善要求につなげていこうと呼びかけました」。

避難所生活は「ハラスメント」状態

榛沢和彦先生からは被災者の支援には人権が大事だとし、被災者支援において人権・理念を規定している国際的最低基準であるスフィア基準について講演しました。イタリアでの被災者支援をスライドで示し、とりわけ、日本の避難生活との違いを解説しました。今の日本の避難所の環境では健康被害を受けるリスクが高く、特に血栓の形成で死に至る重篤な障害が発生すること、また感染防止対策として雑魚寝ではなく早期に段ボールベッドの提供が必要だと指摘しました。

被災者の避難所での生活は室温の寒暖差、食事回
(2面へ続く)

<今月号の記事>	
「労基研」報告発表.....	2面
2023年度アスベスト被害の労災認定状況.....	3面
各地・各団体のとりくみ.....	4～6面
労働法制中央連絡会学習会／私の一冊.....	7面
被団協にノーベル平和賞（受賞理由・スピーチ）.....	8面

数・量・温度、トイレの数、女性に対する条件などに悪条件が多く、大変過酷なものでハラスメントとも言える状況の中で避難を強いられている。人権尊重の理念「市民社会保護の理念」(先生の言葉)のない災害支援(対策)はうまくいかず、この理念は欧米では共有されているものと指摘しました。

この理念は戦争とも深く関わっており、戦時でも社会を廻していかなければならない義務があり、人権も含めて保護することは国の役割であるという考え方があり。日本の支援は個人救済で、可哀想だからという発想となっているが、欧米では地域のため、国のために支援をしているという考え方である。被災者を地域に戻すことで地域の活力が戻り、ひいては国のためにもなり公共の利益として行なっているという意識が強い。スフィア基準にはプロジェクトの理念にもとづく考え方があり、災害時に確保すべき避難者の居住面積やトイレの数なども規定されていると述べました。

2007年の能登半島地震や東日本大震災でも早い段階から被災者の血管チェックを行った結果、今の日本の避難所生活においては血栓が起きやすい状況があると指摘しました。血栓防止のためには避難所には早い段階で段ボールベットの配置が必要で、ベットの有ると無しとでは血栓形成の違いが調査結果で表れており、同時に感染症対策にも効果があるとのことでした。

極端に少ない人的支援

長曾輝夫石川県労連副議長からは、被災地の現状と課題について、復旧・復興が大きく遅れている問題が報告されました。遅れの原因は、広域避難、高齢者が多い、少ない自治体職員とバックアップ体制の問題や過去の震災と比べても極端に少ない人的支援だと指摘しました。

被災者からの報告では、能登町の橋本四郎さんが少ないトイレ、寒い体育館での厳しい避難生活の実態を報告しました。避難所には避難2週間目に段ボールベットが支給され、ようやくゆっくりと眠れるようになった。職場は輪島市にある輪島診療所で診療所は休診せずに多くの職員は避難所から出勤しながら地域の患者さんの安否確認や見守りを行ないながら地域医療を支えてきましたと報告しました。



能登町の橋本四郎さん

被災者で内灘町の戸田令子さんからは、地域全体が激しい液状化被害を受けたが、自宅の被害判定は軽度の判定となり、3回の審査でようやく半壊の判定となった。自宅に避難していたが当初は断水が続き、水くみ、コインランドリー、銭湯に通い、夫が居なければ生活はできない状態だった。しかし夫は町の被災者説明会の会場で倒れそのまま亡くなり、これも災害関連死と考えている。早い時期から地域の年金者組合、健康友の会などの皆さんと支援する会をつくり支援活動を行なっていることが報告されました。



内灘町の戸田令子さん

全国災対連が呼び掛けたボランティア活動の状況もスライドにして会場で上映されました。

(石川県労連 長曾輝夫)

「労働基準関係法制研究会」報告書を発表

厚生労働省・労働基準関係法制研究会(労基研)は、1月8日「報告書」を公表しました。研究会は、「新しい時代の働き方研究会報告」(2023年10月の「すべての働く人が心身の健康を維持しながら幸せに働き続けられることができる社会をめざす」=「守る」と、「働く人の求める働き方の多様な希望に応えることのできる制度を整備する」=「支える」という考え方に立って、関係法案の検討を進めてきました。

「報告書」は「守る」と「支える」の視点で、総合的な課題として「労働者(性)」「事業」「労使コミュニケーション」をあげ、その後「労働時間法制の具体的な課題」について示しています。

しかし、内容は私たちが求めている労働者性の拡大、長時間労働の規制強化、ジェンダー平等、ハラスメント禁止強化の課題にはふれず、使用者側の思い描く働き方を容認するものとなっています。

特に「労使コミュニケーション」だけで、職場ごとに法で定められた最低規制を下回るルールづくりを可能にするような記述が詳細に示されています。

今後、労政審の議論を経て、2026年の通常国会に労基法「改正」法案が出されることが想定されます。働くもののいのちと健康を脅かす法改訂を阻止するために運動を広げていくことが求められます。(報告書全文はQRから)(編集部)



完全補償と予防対策を一体とした対策が急務

2023年度アスベスト被害の労災・特別給付認定1391人 (厚労省発表)

厚生労働省は、昨年12月11日、2023年度のアスベストによる労災・特別遺族給付の認定者が1391人だったと発表しました。その数はクボタショックが社会問題になった翌年の(2006年)を除くと過去最多となっています。

特別遺族給付金が増加

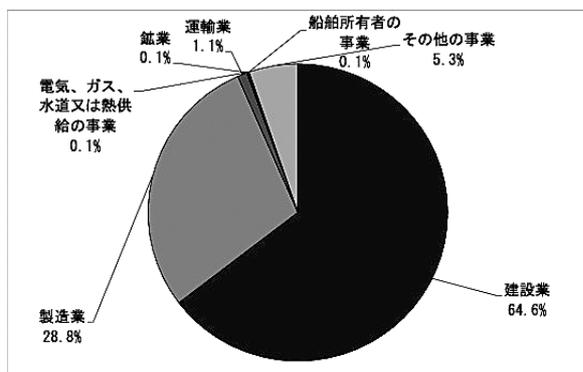
2023年度のアスベストによる労災の請求件数は1305件(石綿肺を除く)。支給決定数は1170件(同)となっています。アスベストによる疾病で死亡した労働者の遺族で、時効(5年)によって労災保険の遺族補償を受ける権利が消滅した人について「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、疾病発症が仕事によるものと認められた場合支給される特別遺族給付金は、請求件数は317件、支給決定数は159件でした。2022年度から特別遺族給付金が増加しています。

疾病別・業種別

疾病別にみると労災の支給決定は肺がん433件(認定率81.7%)、中皮腫642件(同96.8%)、良性石綿胸水22件(同95.7%)、びまん性胸膜肥厚73件(同79.3%)、石綿肺62件(認定率不明)の合計1232件となっています。

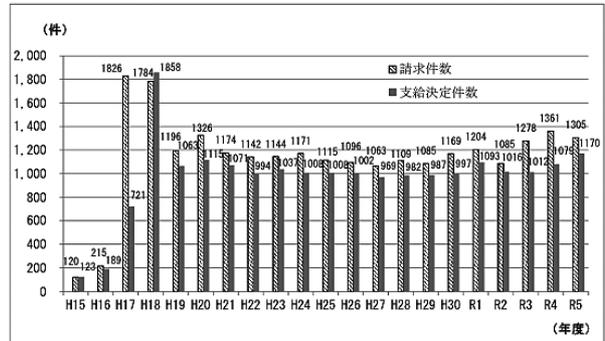
業種別について、労災・遺族給付認定あわせてみると、建設業が921人(74.8%)と圧倒的に多く、次いで製造業378人(30.7%)、運輸業14人(1.1%)、その他75人(6.1%)のうち卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業は29人(2.4%)となっています。

図3 業種別の支給決定状況(令和5年度・労災保険法に基づく保険給付)



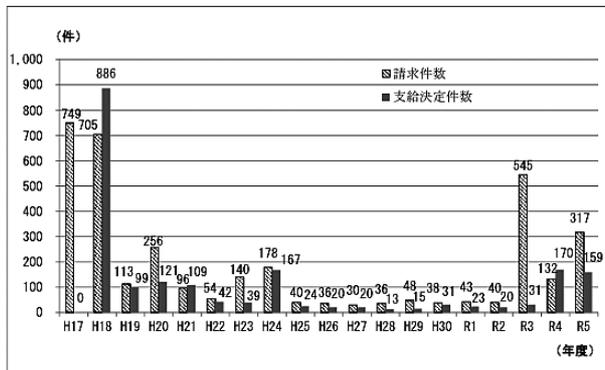
注1 本グラフの支給決定状況の算出に当たっては石綿肺によるものを含めている。
注2 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にはならない。

図1 労災保険法に基づく保険給付の請求・支給決定状況



注1 請求件数と比較するため、本グラフの支給決定件数には石綿肺によるものを含めていない。

図2 石綿救済法に基づく特別遺族給付金の請求・支給決定状況



注1 平成17年度の請求件数は石綿救済法施行の平成18年3月27日から同月末日までの件数。

労災認定事業場

厚生労働省は同日、「2023年度にアスベストばく露作業で労災認定などを受けた労働者が所属していた事業場」1233件を公表しました。新規事業場は975件。2005年7月の発表以来、延べ1万9367事業場となりました。内訳は建設業が825事業場と全体の66.9%と最多で、次に多い製造業321事業場(26%)の2業種合わせて、92.9%を占めています。事業場の一覧は、下記のアドレスから参照することができます

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_46438.html)

急がれる対策

いの健全国センターでは、深刻なアスベスト被害に苦しむ患者、家族に対して、「すまのいない完全な補償を」と迅速な手続きや石綿救済法の改訂を要求しています。アスベストを使用した建物の解体がピークを迎えます。被害の完全補償と予防対策を一体に行う法改正に取り組んでいきます。(編集部)

各地・各団体のとりくみ

大阪

労基法の立法目的とディーセントワークを考える時 学習交流会

大阪労働健康安全センターは12月7日、大阪労連と大阪民医連との共催で、国労大阪会館において「『労基法の解体』から働くものの権利・いのち・健康を守ろう!」をメインテーマに、「働くもののいのちと健康を守る学習交流集会2024」を開催しました。午前の部、午後の部ともに対面形式で行い、午前の部の全体集会には66人、午後の部の各分科会には延べ52人、学習交流集会全体で69人が参加しました(写真)。

集会は午前10時、大阪労連・福岡泰治議長の主催者あいさつで始まり、続いて全労連・土井直樹厚生労働局長が「1日7時間労働を目指して一労基法解体を阻止し、いのちと健康を守ろう」と題して、記念講演を行いました。

記念講演の後、いの健兵庫センターが支援し、労災認定後の損害賠償請求訴訟の判決を25年1月15日に控えた川崎重工業(株)中国出向労働者過労自殺事件の遺族から訴えがありました。また、尼崎労連が支援し、24年8月15日付けで労災認定を勝ち



取った住友精密工業(株)滋賀工場労働者過労自殺事件の遺族から、企業側の不誠実な交渉態度に対する抗議と、署名や企業への抗議行動などの支援に対する謝意が述べられました。

参加者は午後、第1分科会「職場のメンタルヘルス」、第2分科会「ハラスメントのない職場づくり」、第3分科会「職場の安全問題—組織と活動—」の3つの分科会にわかれ、職場の労働組合からの個別報告をもとに、助言者を交えて熱心に討論が行われました。

各分科会の終了後の全体集会では、それぞれの議論の状況に関する報告が行われ、学習交流集会を閉会しました。(大阪センター 丹野 弘)

板橋

生活困窮者支援の「フードバンク活動」は18回目を迎えた 第20回総会

働くもののいのちと健康を守る板橋センターの第20回定期総会は、12月7日、東京土建板橋支部会館で開催されました(写真)。

鈴木和久理事長は、「2004年に発足以来、東京唯一の地域センターとして20年を迎えた。東京センターと連携して、板橋地域から働くものの健康を守る運動を高めてきた実績は貴重だ」とあいさつ。

続いて、いの健東京センターの門田裕志事務局次長が、過労死シンポで報告された自死した看護師の母親の訴えを紹介し、ハラスメント対策の重要性とSNSの活用を強調しました。

総括・方針では、3年前から始めた生活困窮者支援の「フードバンク活動」は18回目を迎え、NPO法人を取得したこと、地域再開発によるアスベスト飛散問題、化学物質による膀胱がん労災認定支援をはじめ、東京や全国からの労災認定支援に取り組んだこと、さらにPFAS汚染が問題となっていることを受け、学習会を開催して、健康への影響を守る活動が広がったことを強調しました。

そのうえで、20年間の活動を土台に地域から、



いっそう頼りにされることなどの活動方針が提案されました。

討論では、「PFAS汚染は他人事ではない、板橋区にも検査体制を求めるべき、血液検査料は高額で公費助成が必要だ」、「PFASの血液検査機器による検査依頼が増え続けている」、「建築資材にもPFASが使われている」などPFAS関連の発言が続き、さらにフードバンク活動の継続、地域再開発事業者に対する地域運動、増加する職場のハラスメント相談、区立保育園の削減と民営化の推進などの発言もありました。

採決では、会計報告・予算を含め、全会一致で採択されました。役員では、鈴木和久氏理事長をはじめとする13人の理事と2人の監事全員が承認されました。(板橋センター 日向寺 淳一)

各地・各団体のとりくみ

全教

もう、やめていく先生を出したくない
定時退勤アクションで訴え

中央教育審議会は昨年8月27日に、「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師確保のための環境整備に関する総合的な方策」(答申。以下、中教審答申)を出しました。これを受けて全教では、職場から声を上げ、みんなの力で長時間労働をなくそうと、全国一斉に勤務時間終了とともに退勤したり、職場や支部で学習会や集会などを行う11・27(11月27日)定時アクションを実施し、1月15日には第2弾として、勤務時間終了後に街頭宣伝で街ゆく人に長時間労働、教員未配置問題などを訴える取り組みを行いました。

SNSで、街頭で訴え

11・27定時アクションの特徴として、ある職場では、定時退勤時に「私の願い」をメッセージボードに書き込み、三角柱にして机上においた写真をSNSに投稿し発信しました。また、ある職場では、事前に呼びかけチラシを配布して学習会を開催し、労働組合に入っていない人にも「私の願い」を書いてもらいました。

また、帰ることはできないけれど三角柱を立てて「ちょっとお茶会」にみんなで集まったり、管理職も協力して「今日はみんなで帰りましょう」と呼びかけられた職場もありました。



ある職場では、職員室から青年教職員がメッセージボードに「子どもたちにとってゆとりのある学校に ゆっくり教えられる学校にしたい」と書き投稿。支部でも集まり「もうやめていく先生を出したくない」等のメッセージボードへの投稿がありました。退勤定時に学校を出て、街頭宣伝やファミレスで交流会を行ったなど、約700の分会でとりくみが行われました。

1・15定時アクションとして、東京では新宿駅前で東京地評、新宿区労連、新婦人など幅広い人たちと一緒に長時間労働や残業代支給の仕組みづくり、教員を大幅に増やすことを訴えました(写真)。

また、全教としては1月15日の17時より有楽町イトシア前で宣伝を行うなど、全国津々浦々で宣伝を行い、署名やアンケートに応えてもらうなど、今年度の給特法改訂に向けた取り組みとしてSNSでの宣伝はもとより、街頭でも生の声で世論に訴えました。
(全教 赤枝康弘)

兵庫

労災認定無視の不当判決

川崎重工業過労自死 神戸地裁

2013年に川崎重工業のエンジニアの男性社員が出向先の中国で過労自死について、会社に損害賠償を求めた裁判で、1月15日神戸地裁は訴えを棄却しました。

この事案では、男性社員は、2013年4月に川崎重工業に在職したまま中国との合弁企業に出向。同7月に単身赴任先のマンションから飛び降りて自死。2016年に労災認定されていました。

河本寿一裁判長は海外出張について「一定のストレスがかかることは否定できない」としながら、まともな判断基準も示さないまま、「業務は過重ではなかった」と不当な判決を言い渡しました。

翌日大阪高裁に控訴

閉廷後の報告集会には73人が参加しました。原

告である妻は「不当な判決で受け入れがたい。最初は夫の死の真相を明らかにしようと必死に取り組んできたが、今は夫だけの問題ではなく、社会的な問題だと気付かされた」と語りました。また、八木弁護団長は「労災認定における心理的負荷の過重性の根拠について議論してきたが、裁判所が判断の枠組みさえ理解していないことがくぜん



怒りの表情で判決を伝える
相原弁護団事務局長

とした。独自の判断をした最悪の判決としか思えない」と報告しました。参加者からも次々と怒りの発言が続き、これからも引き続き原告を支え一緒にたたかうという決意を固めあいました。翌日、大阪高裁に控訴しました。(「兵庫センターニュース」より)

各地・各団体のとりくみ

建設アスベスト

これ以上の解決の先延ばしは許されない

建設アスベスト東京第1陣差戻審

2024年12月26日、首都圏建設アスベスト東京第1陣訴訟の差戻審において、東京高裁第24民事部(増田稔裁判長)は、双方に具体的な和解案を提示し、建材メーカーにも早期全面解決に向けた努力をするよう要望しました。

東京第1陣訴訟は、2008年5月に国及び建材メーカーらを被告として提訴。以降13年の審理を経て2021年5月17日に最高裁判決を得た裁判です。この最高裁判決は国の国家賠償責任を認めるとともに、建材メーカーに対しても過失があり、共同不法行為責任が成立する場合があると判断しました。提訴からすでに16年が経過し、すでに9割以上の原告が亡くなっています。

和解案の対象は一審原告347人のうち解体工を除く306人です。和解案の具体的な内容は、建材メーカー12社のうち7社に対して一審原告282人に総額40億2956万円の和解金を支払えというものです(解体工ら41人については、今後判決が言い渡さ



れる予定)。

首都圏建設アスベスト東京第1陣訴訟原告団・弁護団・首都圏建設アスベスト訴訟統一本部は、「和解案提示」提示にあたって「声明」を出し、建材メーカーに対して、最高裁判決後の差戻審である重みを受け止め、早期全面解決に踏み出すことを求めています。また、全国の建設アスベスト訴訟のなかでも被災者数が最大規模であり、建設作業の職種も多岐にわたる東京第1陣訴訟において、建材メーカーとの和解が成立することは、メーカーが参加する建設アスベスト補償基金制度への大きな前進となっています。

和解成立へ、国民的にも大きく声をあげていきましょう。(編集部)

民医連

看護学生と看護職養成校を守って!

民医連・ナース★アクション

全日本民医連では、2019年から「全国看護学生アンケート」を行っています。きっかけはある看護学校で、疲れて授業に集中できない学生が増えていたことでした。調査するとアルバイトをしないと学費はもちろん生活費もままならない学生が増加していることが判明。経済的な不安なく看護師をめざすことのできる環境改善の実現を目指して全国的な調査にし、国への要請や世論喚起を行っています。(詳細は『働くもののいのちと健康』NO.101)

昨年12月12日、2024年4～7月に行ったアンケート結果をもって、文科省・厚労省に「高等教育修学支援新制度の改善と看護師養成施設・看護学生の支援の拡充を求める要請書」を提出しました。Web参加を含め、7つの看護専門学校から副学校長・事務長、各県民医連の看護学生担当者が参加しました。

要望では、「修学支援新制度の更なる拡大」、「機関要件確認(新支援制度において一定の要件を満たすことの確認を受けた学校が対象となる)は学生支援と無関係なので廃止すること」などを求めました。

東葛看護専門学校の児玉前事務長からは「とりわ



け、国家資格を取得する養成校には、機関要件は必要ない」と訴えがありました。

同席した吉良よし子参議院議員は看護学生の切実な実態を踏まえれば、線引きせずに学費の値下げなど無償化を目指すべき」と強調しました。

東葛看護専門学校の学生自治会からは学生たちがビデオメッセージで訴え、「16時過ぎまで授業を受けたあと、6時間もアルバイトをする日もあり、翌日の授業までに十分な休息がとれない」「実習期間中の交通費だけで1万円近くかかった」などの切実な声がありました。また、「誰もが経済的に負担なく、学業に専念できる環境を作ってほしい」として、早急な高等教育無償化の実現を求めました。

(全日本民医連「ナース★アクションニュース」より)

「労働市場改革とジョブ型雇用」を学ぶ

労働法制中央連絡会・第6回私たちの労働政策を考える会

労働法制中央連絡会では、労働法制に関する問題で、政府が出してくる施策の批判にとどまらず、私たちの政策をつくろうと、学習会を重ねています。6回目の会は、1月14日、「労働市場改革とジョブ型雇用」をテーマに行いました。オンラインを中心に約50人が参加しました。

成長産業への労働移動の促進のために

講師は桜美林大学の藤田実教授（労働総研）です。藤田氏は、ジョブ型雇用について7点（右）を柱に、問題提起を行いました。

政府は日本経済回復の遅れを取り戻すには、成長産業への「労働移動の促進」が急務としていること、そのために職務ごとに要求されるスキルを明らかにし、労働者が自分の意思でリスクリングを行い、自らの選択によって社内外共に労働移動をはかることを意図としています。しかし、厚労省の調査では転職後賃金が下がる人が多い結果が示されました。

リスクリングは自己責任

ジョブ型雇用システムについては、欧米の「典型的」なものに比して、日本では「日本型雇用システムの造り替え」として運用されており職務限定・職場限定でのジョブ型により、「仕事に対応できない」社員を容易に社外に放出できる例が説明されました。また、日本では、個々の労働者に企業の経営計画から設定された役割に対して等級を設定し、役割への貢献度などの評価で賃金を決定していく「役割等級制」というより、企業属性の高い制度を導入し

【報告の内容】

- ①政府による三位一体の労働市場改革
- ②ジョブ型雇用システムとは何か
- ③ジョブ型雇用の実態
- ④ジョブ型雇用システムと自社型雇用システム
- ⑤ジョブ型雇用システムとリスクリング
- ⑥労働市場改革とジョブ型雇用で労働者はどうなるか
- ⑦対抗軸はどこに？

ている企業があることも紹介されました。

ジョブ型雇用とリスクリングという点では、日本の企業の2社の状況が紹介されました。ジョブ型に対応するスキルが求められるものの、リスクリングは自主的なものとされています。

流動化の本質を広げよう

「労働市場改革とジョブ型雇用で労働者はどうなるか」藤田氏は労働市場が流動化し雇用の不安定化が進むと指摘します。採用・内部昇進・異動の基準がジョブとジョブの発揮度ではかられ、労働者自らが「〇〇ができる」「〇〇をする能力がある」ことを証明し、自らがステップアップすることが必要となります。労働者は自己責任でのリスクリングに迫られます。また、企業にとって不要になったジョブは廃止され職務や職場限定での採用者は解雇となることが考えられます。「対抗軸は流動化の本質を暴くこと」と藤田氏。ジョブ型雇用の実態と導入の意図を明らかにし、賃金格差の合理化を許さないこと、それには労働組合の力も重要と提起されました。

(全国センター 岡村やよい)

私の一冊 ④7 全国センター 溝口 耕二 炎上フェニックス『池袋ウエストゲートパークXVII』石田衣良 著

池袋ウエストゲートパークと言えば、主演・長瀬智也、脚本・宮藤官九郎のTVドラマ（2000年/TBS）でご存知の方もいるのではないだろうか。工業高校を卒業後、池袋西一番街にある母親の果物屋を手伝う主人公の真島誠（マコト）が、池袋のトラブルシューターとして、次々と依頼された難事件を解決していく短編ミステリーシリーズである。少年犯罪や闇サイト、脱法ドラッグ、ヘイトスピーチ、ブラック企業、非正規雇用問題、外国人労働など現代社会に横たわる問題が描かれ、個性的で魅力ある登場人物と疾走感あふれる物語に引き込まれる作品だ。

本書は、コロナ禍の2021年9月に発売されたシリーズ第17弾で、第3篇の「巣鴨トリプルワーカー」では、フードデリバリー配達員が依頼人となる。

登場する配達員仲間の多くは、コロナ禍で真っ先にクビを切られた立場の弱い人達だ。コロナ禍でより鮮明になった格差社会の歪みが罪を生む物語。

「…デフレ不況と少子化と新型感染症がトリプル危機として押し寄せる現代ニッポンでは、仕事をたくさん抱える人間ほど、なぜか貧しく、暮らしがしんどくなってる気がするんだ。…はたらけどはたらけど猶わが生活楽にならざりじっと手を見る…それは仕事がトリプルになろうが、クアトロになろうが変わらない格差社会の下半分の真実なのかもしれない」マコトの言葉が胸に刺さる。



文春文庫

田中熙巳さん

「希望は離さず持っている」

被爆80年 ノーベル平和賞受賞を契機に

今年是被爆80年。日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）のノーベル平和賞受賞を受けて核兵器をめぐる情勢を変える契機になるのでしょうか。授賞理由や受章者の声をまとめました。

2024年ノーベル平和賞授賞理由(抜粋)

ヒバクシャ（被爆者）としても知られる広島・長崎の原爆生存者による草の根運動であり、核兵器のない世界を実現するための努力と、核兵器が2度と使われてはならないことを目撃証言を通じて示してきたことが授賞理由だ。

ノーベル賞委員会は約80年間戦争で核兵器が使われていないという、励みとなる1つの事実を認めたい。日本被団協と被爆者の代表らによる並外れた努力は、核のタブーの確立に大きく貢献してきた。それゆえ、今日、核兵器使用に対するこのタブーが圧力にさらされていることは憂慮すべきことだ。

2024年の平和賞を日本被団協に授与する決定は、アルフレド・ノーベルの、人類にとって最大の利益をもたらす努力を表彰するという願いにかなったものだ。(オスロ 2024年10月11日)

受賞者スピーチ(抜粋)

田中熙巳さん（日本被団協代表委員）

私たちは1956年8月に「原水爆被害者団体協議会（日本被団協）を結成しました。生きながらえた原爆被害者は歴史上未曾有の非人道的な被害をふたたび繰り返すことのないようにと、2つの基本要請を掲げて運動を展開してまいりました。1つは、日本政府の「戦争の被害は国民が受忍しなければならない」との主張に抗い、原爆被害は戦争を開始し遂行した国によって償われなければならないという私たちの運動であります。2つは、核兵器は極めて非人道的な殺りく兵器であり人類とは共存させてはならない、すみやかに廃絶しなければならない、という運動であります。この運動は「核のタブー」の形成に大きな役割を果たしたことは間違いないでしょう。



受賞者スピーチをする田中熙巳さん オンライン中継を撮影

結成宣言で「自らを救うとともに、私たちの体験を通して人類の危機を救おう」との決意を表明したのであります。(中略)

世界中のみなさん、「核兵器禁止条約」のさらなる普遍化と核兵器廃絶の国際条約の締結を目指し、核兵器の非人道性を感性で受け止めることのできるような原爆体験の証言の場を各国で開いてください。とりわけ、核兵器国とそれらの同盟国の市民の中にしっかりと核兵器は人類と共存できない、共存させてはならないという信念が根付くこと、自国の政府の核政策を変えさせる力になることを私たちは願っています。人類が核兵器で自滅することのないように!!そして、核兵器も戦争もない世界の人間社会を求めて共に頑張りましょう!!

著作権：ノーベル財団、ストックホルム
私たちがやらずに誰がやる

日本被団協事務局次長の和田征子さんは、1歳8カ月で被爆したため被爆当時の記憶はなく、お母さんから聞いていたことを発信しています。「遺体を燃やしてゴミのように捨てられてひどい匂いがしても、何とも思わなくなってしまった」と何度も何度も聞いた和田さん。非人道的な行為に対して声を上げた先人たちの後に続き、原爆の実相を伝える活動をし続けています（非核の政府を求める会シンポジウムより）。

「いの健」活動へ田中熙巳さんのメッセージ
災害が起きたときには加害者の責任があります。それを追求しなくてはならない。あいまいにしないで追求し続けることが大切です。それは必ずできます。あきらめないで続けることです。私は「希望は離さず持っている」と言っています。



日本被団協結成大会=1956年8月10日 機関紙連合通信社

(全国センター 宮沢さかえ)